

○宮崎大学産業動物防疫リサーチセンター（動物感染症研究・検査施設）利用規程

〔 令和 6 年 12 月 26 日 〕
制 定

（趣旨）

第 1 条 この規程は、宮崎大学産業動物防疫リサーチセンター（以下「センター」という。）動物感染症研究・検査施設（以下「施設」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用の範囲）

第 2 条 施設は、次の各号のいずれかに該当する場合に利用できるものとする。

- (1) 宮崎大学（以下「本学」という。）の教員が分析機器類を使用する研究
- (2) 本学の学生に対する教育及び研究指導
- (3) 企業等との共同・受託研究
- (4) センター長が認めたプロジェクト研究
- (5) センター長が実施する講演会・セミナー・研修等の事業
- (6) 専任教員が行う研究
- (7) その他センターの目的を達成するため、センター長が特に必要と認めた場合

（利用者の資格）

第 3 条 施設を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学の教職員、学生
- (2) センターの客員教授、客員研究員等
- (3) 企業等との共同・受託研究を実施する外部研究員
- (4) センターが実施する事業への参加者
- (5) その他センターの目的を達成するため、センター長が特に必要と認めた者

（利用の申請）

第 4 条 施設の利用を希望する者は、「動物感染症研究・検査施設利用申請書」（様式第 1 号）をセンター長宛に提出し、承認を得なければならない。

（利用の承認）

第 5 条 センター長は、施設の利用を承認したときは、その旨を申請者に通知する。

（変更の届出）

第 6 条 利用者は、利用申請書の記載事項について変更しようとするとき、又は変更が生じたときは、その旨を速やかにセンター長に届け出なければならない。

（利用の報告）

第 7 条 センター長は、必要に応じ、利用者に対して利用の内容について報告を求めることができる。

（利用許可の取消）

第 8 条 センター長は、センターの運営に支障を与える恐れがあると判断されるときは、第 5 条の規定による承認を取り消すことができる。

（機器の搬入等）

第 9 条 利用者は、「動物感染症研究・検査施設機器持込申請書」（様式第 2 号）によりセンター長の許可を得て、教育及び研究に必要なセンターの所有に属しない機器等を搬入し、使用する

ことができる。

- 2 利用者は、前項の機器等の使用が終了した時は、速やかに搬出しなければならない。
- 3 前2項に係る一切の経費は、利用者の負担とする。

(損害賠償)

第10条 センター長は、利用者が故意又は過失によって施設及び施設の設備を損傷したときは、利用者に対して賠償を求めることができる。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、施設のプロジェクト研究室の利用に関する事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

動物感染症研究・検査施設利用申請書

年 月 日

産業動物防疫リサーチセンター長 殿

任者)

申請者（利用者が学生の場合は教育研究責

氏名

所属・職名

緊急連絡先（携帯電話など）

Email

下記のとおり申請します。

申請区分	☐ 新規 ☐ 継続（ 年目）計画変更あり ☐ 継続（ 年目）計画変更なし		職員番号 あるいは 学籍番号	
利用者 (申請者と異なる場合)	職 名 (学年)		フリガナ 氏 名	
	所 属			
	電 話		FAX	
	E-Mail			
利用目的				
利用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
備考				
承認日	年 月 日			

様式第2号（第9条関係）

動物感染症研究・検査施設機器持込申請書

年 月 日

産業動物防疫リサーチセンター長 殿

申請者

氏名

所属・職名

緊急連絡先（携帯電話など）

Email

研究及び教育に必要なため、下記の機器を持ち込みたいので申請します。

なお、本機器の使用が終了したときは、速やかに搬出します。

持込機器名 ※同室に複数機器を持込む場合は列挙してください	
研究の題目・内容	
持込室名 該当する室に○を付してください	1. リスキリング研修室 2. データ管理室 3. フリーザー室 4. 機能解析室 5. 受託検査室（1） 6. 受託検査室（2） 7. 受託検査室（3）
持込期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
備考	
承認日	年 月 日